

認定調査だより

No. 6

金木犀の香りとともに秋風が心地よい季節となりました。お変わりありませんか。さて、今月は適正化のお話はひとやすみして、質問をいただいた中で気を付けていただきたい項目をとりあげます。

あなたは、どの選択肢を選びますか？

「5-3 日常の意思決定」【テキスト137頁参照】



【事例】

調査員：親族で結婚式等があった場合、出席するか自分で決めることができますか？

被保者：よくわからないから長女に任せている。

【選択肢】

- ①「自分ではわからないから、長女に任せる」という意思決定がなされていると捉え「できる」を選択
- ②この質問だけでは不十分と判断し、質問内容を変える。
- ③「長女に任せる」ということは意思決定はされていないと捉え「できない」を選択

正解は ②になります。

相談するに至る判断が高度なものであるのか、単に丸投げ程度のものなのか見極めが必要になります。1つの質問で選択するのではなく質問内容を変えてみましょう。

①「できる」を選択する判断基準

質問の意味を理解し、何を意思決定すべきか分かったうえで家族に意見を求める場合。
(金銭的、人間関係的な事情等で自分だけでは判断できない場合など)

②「できる」を選択できない場合

質問の内容も理解しておらず、なんでも家族に相談(家族任せ)している場合。
(特別な意思決定をしているとは言い難いため)

<<上記を見極めるためのヒント>>

- ・医療や介護の話になると、家族任せの高齢者が多いのは想定できるため、普段は起こりえない特別な場面(冠婚葬祭、町内会の集まりなど)についても質問の窓口を広げてみましょう。
- ・質問以外にも、調査中の会話の中から意思決定している場面の情報が得られることもあります。

【裏面へ】

【質問の仕方の具体例】

①調査員：親族で結婚式等があった場合、出席するか自分で決めることができますか？

被保者：自分で決めとる ⇒「できる（特別な場合もできる）」

被保者：よーわからんから長女に任せとる ⇒ ②へ

②このような回答の場合は、特別な場合を除いては、意思決定できるのかどうか本人の日常に適した内容で質問をしてみましょう。

<<参考>>

- ・今日何が食べたいか自分で決めることはできますか？
- ・テレビ番組やラジオ番組などを自分で決めることができますか？
- ・今日着ている服は、自分で選びましたか？

この内容については、11月の研修でも説明します。

<<よもやまなお知らせ>>

◎北区北地域包括支援センター高松分室が移転しました。

電話番号の変更はありません。

新所在地：岡山市北区門前392-1

◎第17回介護保険推進全国サミット in おかやま

日時：10月20日（木）10月21（金）

場所：岡山シンフォニーホール（主会場）ほか

10月21日の午後は無料一般開放されます。

「平穩死」のすすめ 著者である石飛幸三氏の特別講演もあります。

当日ふらり入場も可ですが、席に限りがありますので事前申し込みをお勧めします。

申し込みは 電話（086）803-1240 介護保険課まで

～編集後記～

要介護認定適正化事業で認定調査票の確認を行っています。

先日、見させていただいた調査票の中に重点取り組み事項の頻度、回数、場面がすべて記載できているものがありました(^o^)

その一方で、「能力」と「介護の手間」の特記事項を混同して書いているものもあり、まだまだ説明が足りないことを痛感しました。

来月の研修を含め、わかりやすくお伝えできるよう努めていきます。



【平成28年10月7日 発行元：岡山市介護保険課 担当 竹下】